令和7年度(2025年度) 熊本県喀痰吸引等研修 第三号研修

基本研修 受講申込書

年 月 日

研修機関長 様

(受講を申し込む施設・事業所等)

住 所

名 称

施設・事業所等の長

当施設・事業所等は、平成24年4月1日施行の社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項に基づき、登録特定行為事業者として熊本県知事の登録を受ける予定なので、下記の職員について、「**喀痰吸引等研修 第三号研修 受講申込者調書 (様式1-2)**」を添えて受講を申し込みます。

なお、「体制整備に係る確認事項チェックシート(参考①)」の11項目の要件を全て満たしていることを確認しました。

また、現場演習・実地研修にあたり、利用者、主治医及び指導看護師からの同意と主治医からの「指導看護師の下、介護職員等が実地研修にあたる際の医師の指示書」は準備します。

記

受講申込者について

優先順位	氏名	受講会場
1		県北
2		県北
3		県北
4		県北
5		県北

担当予定の指導看護師

氏名	所属	連絡先	研修受講 ※	
		TEL FAX	済・未	

※ 実地研修事前研修<平成23~26年度>、喀痰吸引等研修(第1号・第2号研修)指導者養成講習、 医療的ケア教員講習会、指導者養成研修(第三号)<平成27~令和6年度>のいずれかを受講済みの 場合は「済」を○で囲み、該当の「修了証明書(写し)」を添付してください。未受講の場合は「未」 を○で囲み、別途、指導者養成研修(第三号)の受講申込みが必要です。

担当者	氏 名	
	電話	
	FAX	

令和7年度(2025年度) 熊本県喀痰吸引等研修 第三号研修

受講申込者調書

(年月日現在)

	住 所:〒						
受講申込者							
	フリガナ 氏 名						
生年月日・年齢	西曆	年	月	日生 ()歳		
	法人名:			施設(事業	美所)名:		
現在の勤務先	所在地:〒						
	TEL:		I	FAX:			
		(児) 支援施設				Î	
現在の勤務先	2. 障害福祉サービス事業所等 7. 障害児入所施設 3. グループホーム 8. 特別支援学校 4. 居宅介護 9. 介護老人保健施設 10. 介護老人福祉施設						
(施設等種別)							
該当するものに〇					10. 介護老人 協 征施設 所 12. その他		
保有資格	1. 介護福祉士 	: 2. ホームヘルパー	· 3. 保育士	4. 生活支	援員 5. 教員 6.	. 児童支援員	
該当するもの全てに〇	7. その他(具作	本的に)	8. 実務者研	开修受講済		
職歴	a. 福祉職	場の勤続年数		()年()か月	
1194 / / /	b. 現在の	勤務先における	勤続年数	()年() か月	
		内のたんの吸引			経験あり	・なし	
	喀	内のたんの吸引			経験あり	・なし	
経 験 あり・なしの いずれかに○		カニューレ内部の	たんの吸引	l	経験あり	・なし	
	経 胃ろう 学 胃ろう 学	う(腸ろう)からの	経管栄養		経験あり	・なし	
	宋 養 経鼻組	圣管栄養			経験あり	・なし	

令和7年度(2025年度) 熊本県喀痰吸引等研修 第三号研修

体制整備に係る確認事項チェックシート

研修にあたっては、国の研修事業実施要綱(平成23年11月11日 障発1111第2号)に定める次の要件を満たしている必要があります。このチェックシートで要件を満たすことを確認し(チェック欄に「レ」を記入)、受講申込を行ってください。

ただし、受講申込書に添付する必要はありません。

	要件	チェック欄
(1)	対象者本人とその家族が研修の実施に協力できること。	
(2)	施設又は事業者の責任者及び職員が研修の実施に協力できること。	
(3)	主治医、看護師、介護職員等の関係者による連携体制があること。	
(4)	医療関係者を含めた定期的なケア・カンファレンスの実施 (関係者からなる安全委員会を設置)など、関係機関等との連携による安全確保体制が整備されていること。	
(5)	適切な医学的管理の下で、利用者に対して適切な診療や訪問看護の体制がとられていること。	
(6)	利用者毎に、たんの吸引等に関し、一般的な技術の手順書が整備されていること。	
(7)	指示書や指導助言の記録を作成し、適切な管理・保管していること。	
(8)	ヒヤリハット事例の蓄積・分析など、関係者による実施体制の評価、検 証を行っていること。	
(9)	緊急時の対応の手順を定めており、その訓練を定期的に行うと共に、夜間をはじめ緊急時の連絡体制を構築していること。	
(10) 感染の予防等、安全・衛生面の管理をしていること。	
(11) 過去5年以内に、介護保険法及び障害者自立支援法に基づく行政処分 を受けていないこと。	